

於 鴨川義塾

2014. 09. 06

カジノ・人権・福祉: マカオに学ぶ地方自治

塩出浩和

(城西国際大学)

I カジノと法・人権

マカオではどうして賭博が認められているのか

中華人民共和国憲法第 31 条

「国家は、必要のある場合は、特別行政区を設置することができる。特別行政区において実施する制度は、具体的状況に照らして、全国人民代表大会が法律でこれを定める。」

中華人民共和国澳門特別行政区基本法第 118 条

「マカオ特別行政区は当地の全体的利益に照らしてみずから旅遊娯楽業政策を定める。」

日本国内での賭博の位置づけ

日本国憲法第 13 条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

刑法第 185 条

「賭博をした者は、50 万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。」

同第 186 条

「常習として賭博をした者は、3 年以下の懲役に処する。」

2 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3 ヶ月以上 5 年以下の懲役に処する。」

同第 187 条

「富くじを発売した者は、2 年以下の懲役又は 150 万円以下の罰金に処する。」

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。」

3 前2項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。」

特別法により違法性が阻却される6賭博（すべてなんらかの形の「公営」、完全な民間経営はない）

・競馬 ・競艇 ・競輪 ・オートレース ・宝くじ ・サッカーくじ

特別法による違法性の阻却はないが「黙認」されているもの

・パチンコ、スロット（民営）

（「風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律」による制限と指導を受ける。そしてこの立場から言えば「パチンコはギャンブルではない。単なる娯楽」。苦肉の策の「三店方式」。しかし、客の九割は換金している。売り上げは競馬の十倍。かつては、北朝鮮政府への資金供給が盛んだった。）

II カジノと福祉

・マカオのカジノ売り上げは現在世界一（第二位のラスベガスの七倍!）

このカジノからの税収でマカオ特別行政区の財政は超黒字。市民一人当たりの財政黒字は年間130万円以上。この財政黒字がマカオの福祉を支える。

・老齢基礎年金・低率の所得税・消費税なし・医療費補助・毎年の現金配布（永住権のない居住者にも）

・カジノ企業による福祉施設や病院・学校の運営も盛ん

III 社会的費用と将来への不安

・カジノの社会的費用

① 賭博依存症 ② 勤労意欲の低下 ③ 犯罪（カジノ内部での不正行為・窃盗・強盗・自殺・買春・マネーロンダリング・薬物・汚職・公金横領・資金の不正移動・非合法ホテル）

・社会的費用へのマカオ社会と政府の対応

① 青少年への教育強化 ② 賭博依存症患者のカジノからの排除 ③ カジノ関

連犯罪の取り締まり強化

← これらの対策費用にカジノからの税収やカジノ企業による寄付金をあてる。しかし、完全な解決は不可能。

・将来への不安

- ① 施設過剰（今後も増加予定）
- ② 強力な競争者の出現（インターネットカジノ、シンガポール・韓国・カンボジア・マレーシア・モンゴルのカジノ、将来の日本のカジノ）
- ③ 北京の政策変更

・不安への対応

- ① 脱ギャンブル依存へ（新設のカジノホテルではギャンブル施設が全床面積に占める割合は5%以下。MICEの推進。博物館・美術館・史跡の整備。）
- ② インフラの整備など（マカオ国際空港乗り入れ国際定期便の増加。香港からの自動車橋建設。広州からの新幹線。マカオ市内のライトレール。面積の拡大。産業の多様化。中国本土との連携強化。ポルトガル語使用諸国との結びつき強化。）
- ③ 人材の「輸入」（中国本土からのお手伝いさん輸入の解禁。高等教育機関の中国内地学生の受け入れ。外国籍高級人材の積極的受け入れ。）

<参考文献>

- ・『ギャンブリング * ゲーミング 研究』各号（ギャンブリング * ゲーミング 学会）〔この学会は現在、「IR ゲーミング 学会」に改称している〕
- ・『カジノ・ジャパン』各号
- ・塩出浩和「マカオは今」連載、『東亜』奇数月各号
- ・『澳門日報』、『市民法』、『華僑報』（いずれもマカオの華字紙で電子版が無料で購読できる）
- ・マカオ特別行政区政府のインターネットサイト〔www.gov.mo〕（ポルトガル語・中国語〔繁体字と簡体字〕・英語で主要法令・政府公報・統計資料などが見られる）